

令和 7 年度 給与改定要綱（案）

1. 給料表

別紙「給料表改定案」のとおりとする。

企業職員についてはそれぞれに対応する給料表による。

〔参考 1：初任給の基準となる給料月額の改善〕

	(現 行)	(改定案)	(引上額)
行政職 1 級 5 号給 (高校卒)	189,900 円	→ 202,200 円	+12,300 円
1 級 13 号給 (短大卒)	200,400 円	→ 212,700 円	+12,300 円
1 級 25 号給 (大学卒)	224,900 円	→ 236,900 円	+12,000 円

〔参考 2：定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額〕

	(現 行)	(改定案)	(引上額)
行政職 3 級	257,800 円	→ 267,800 円	+10,000 円
行政職 4 級	291,400 円	→ 302,000 円	+10,600 円
行政職 5 級	309,000 円	→ 320,400 円	+11,400 円

〔参考 3：係長級の処遇改善〕

行政職給料表・医療職給料表(2)の係長級を対象に全号給において 1,200 円の引上げ
(累計 10,000 円を達成)

※「1. 給料表」の給料表改定案は当該引上げ後の額を記載

2. 宿日直手当

	(現 行)	(改定案)	(引上額)
勤務 1 回に係る支給額	4,400 円	→ 4,700 円	+300 円

3. 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

(会計年度任用職員のうち令和 7 年 12 月期の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、
その他の者は令和 7 年 12 月 1 日)